

簡易公募型（拡大型）プロポーザル方式に係る手続開始の公示
(建築のためのサービスその他の技術的サービス（建設工事を除く）)

次のとおり技術提案書の提出を招請する。

本公示に記載の業務は、参加表明書と技術提案書を同時に提出する試行業務である。

令和8年1月19日

分任支出負担行為担当官

東北地方整備局 北上川下流河川事務所長 畑山 作栄

1. 業務概要

(1) 業務名 北上川下流管内事業監理業務

(電子入札対象案件及び電子契約対象案件)

(2) 業務の目的

本業務は、北上川水系で実施する河川改修事業（狭隘地区堤防整備事業）及び、鳴瀬川水系で実施する河川改修事業（吉田川中流部遊水地、吉田川河川改修事業）において、より円滑かつ確実な事業推進に向けた事業監理を行うものである。

(3) 業務内容

・事業監理 1式

(4) 本業務において、技術提案を求める評価テーマは以下に示す事項とする。

・狭隘地区堤防整備事業及び吉田川中流部遊水地、吉田川河川改修事業の事業着手における事業監理の留意点について

(5) 履行期間 令和8年4月1日～令和9年3月31日

(6) 本業務は、資料提出等を電子入札システムで行う対象業務である。なお、電子入札システムによりがたい者は、分任支出負担行為担当官（以下、「契約担当官等」という。）の承諾を得た場合に限り電子入札に代えて紙入札方式とすることができる。

(7) 本業務は、契約手続きに係る書類の授受を、原則として電子契約システムで行う対象業務である。なお、電子契約システムによりがたい者は、契約担当官等の承諾を得て紙契約方式に代えることができる。

(8) 本見積は、新年度予算が成立し、予算示達がなされていることを前提条件とする見積とする。

(9) 契約締結日は令和8年4月1日、契約期間の始期は令和8年4月1日とする。

ただし、4月2日以降に予算が成立した場合には、契約締結日はその成立日とする。

暫定予算になった場合、予算措置が全額計上されているときは全額の契約とするが、予算措置が全額計上されていないときは、当面の間、全体の契約期間に対する暫定予算の期間分のみの契約とする。

(10) 本業務は、賃金等の変動に対処するための「建設コンサルタント業務等における賃金等の変動に基づく業務委託料の変更の取扱いについて（試行）」（令和7年12月3日 付国官技309号、国官總第182号、国營整第141号、国港總第501号、国港技第78号、国空予管第991号、国空空技第379号及び国空交企第267号）の試行業務である。

なお、詳細については、特記仕様書によるものとする。

2. 参加資格

(1) 基本的要件

1) 単体企業

- ① 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号。以下「予決令」という。）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
- ② 参加表明書の提出時において、東北地方整備局（港湾空港関係を除く。）における令和7・8年度土木関係建設コンサルタント業務に係る一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けていていること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、東北地方整備局長（以下「局長」という。）が別に定める手続に基づく一般競争（指名競争）参加資格の再認定を受けていること。）。
- ③ 参加表明書等の提出期限の日から開札の時までの期間に、局長から建設コンサルタント業務等に関し、指名停止の措置を受けている期間中でないこと。
- ④ 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずる者として、国土交通省公共事業等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
- ⑤ 法人税並びに消費税及び地方消費税の滞納がないこと。
- ⑥ 労働保険、厚生年金保険等の適用を受けている場合、保険料等の滞納がないこと。

2) 設計共同体

2. (1) 1) に掲げる条件を満たしている者により構成され、業務の特性に応じた分担業務となっている設計共同体であって、「競争参加者の資格に関する公示」（令和8年1月19日付け東北地方整備局長）に示すところにより、局長から北上川下流管内事業監理業務に係る設計共同体としての競争参加者の資格の認定を受けているものであること。

3) 参加表明書及び技術提案書を提出しようとする者の間に以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと。

なお、下記の関係にある場合に、辞退する者を決める目的に当事者間で連絡を取ることは、東北地方整備局随意契約見積心得第5条第2項の規定に抵触するものではないことに留意すること。

① 資本関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。

- a) 子会社等（会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号の2に規定する子会社等をいう。以下同じ。）と親会社等（同条第4号の2に規定する親会社等をいう。以下同じ。）の関係にある場合
- b) 親会社等を同じくする子会社等同士の関係にある場合

② 人的関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、a)については、会社等（会社法施行規則（平成18年法務省令第12号）第2条第3項第2号に規定する会社等をいう。以下同じ。）の一方が民事再生法（平成11年法

律第225号) 第2条第4号に規定する再生手続きが存続中の会社等又は更生会社(会社更生法(平成14年法律第154号)第2条第7項に規定する更生会社をいう。)である場合を除く。

a)一方の会社等の役員(会社法施行規則第2条第3項第3号に規定する役員のうち、次に掲げる者をいう。以下同じ。)が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合

イ 株式会社の取締役。ただし、次に掲げる者を除く。

- ・会社法第2条第11号の2に規定する監査等委員会設置会社における監査等委員である取締役

- ・会社法第2条第12号に規定する指名委員会等設置会社における取締役

- ・会社法第2条第15号に規定する社外取締役

- ・会社法第348条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている取締役

ロ 会社法第402条に規定する指名委員会等設置会社の執行役

ハ 会社法第575条第1項に規定する持分会社(合名会社、合資会社又は合同会社をいう。)の社員(同法第590条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている社員を除く。)

ニ 組合の理事

ホ その他業務を執行する者であって、イからニまでに掲げる者に準ずる者

b)一方の会社等の役員が、他方の会社等の民事再生法第64条第2項又は会社更生法第67条第1項の規定により選任された管財人(以下単に「管財人」という。)を現に兼ねている場合

c)一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合

③ その他の見積の適正さが阻害されると認められる場合

組合(設計共同体含む。)とその構成員が同一の見積に参加している場合。

その他、上記①又は②と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合。

4) 参加表明者に関する要件

① 中立公平性に関する要件

本業務の履行期間中に工期がある当北上川下流河川事務所の発注工事に参加している者及びその発注工事に参加している者と資本面・人事面で関係がある者は、本業務の見積に参加できない。

なお、設計共同体の場合は、各構成員に対して適用する。

② 誓約書の提出

上記①における中立公平性が確認できる誓約書(別に定める様式に欠格事由の誓約とともに記載)を参加表明時に提出することとする。

なお、提出期限は参加表明書等と同様の扱いとする。

③ 業務実施体制に関する要件

- ・業務の主たる部分を再委託するものでないこと。

- ・業務の分担構成が不明確又は不自然でないこと。

- ・設計共同体の場合に、業務の分担構成が必要以上に細分化されていないこと。

④ 業務実績に関する要件

- ・参加表明者は、平成27年度以降に完了した業務（令和7年度完了予定も対象に含む。）において、1件以上の実績を有すること。

ただし、「地方整備局等委託業務等成績評定要領」に基づく業務成績が60点未満（本業務公告時において、未完了の業務成績は含まない。）の場合は実績として認めない。

3. 技術提案書を特定するための評価基準

（1）ヒアリング態勢（取組意欲、コミュニケーション力）の評価

（2）実施方針・その他（業務理解度、実施体制）の評価

（3）特定テーマに対する技術提案の評価

4. 配置予定技術者に対する要件

配置予定技術者に対する要件は説明書による。

5. 説明書等の入手に関する要件

参加表明書等を提出しようとする者は、説明書等の交付期間内に、本業務の説明書及び見積に必要な図書等、電子入札システムの調達案件一覧中の本案件の「登録文書一覧」掲載の全ての資料（差替・変更分含む。）について、参加表明書等を提出しようとする者の代表者又は代理権限のある名義人のICカードにより、電子入札システムからダウンロードしていかなければならない。

ただし、契約担当官等の指定する方法（CD-R等による貸与等）での交付を受けている場合はこの限りではない。

資料をダウンロードしない者又は契約担当官等の指定する方法での交付を受けない者は、提出された参加表明書等を無効とする。

6. 手続等

（1）担当部局

〒986-0861 宮城県石巻市蛇田字新下沼80

国土交通省東北地方整備局 北上川下流河川事務所 経理課 専門調査官

TEL 0225-95-6501 (内線224)

（2）説明書等の交付期間及び方法

説明書は、電子入札システムから入手するものとする（電子入札システムの「調達案件一覧」からダウンロードすること。）。

ただし、やむを得ない理由により上記交付方法による入手が出来ない参加者に対しては、契約担当官等の指示する方法（CD-R等による貸与等）で交付するので、上記（1）の担当部局へその旨申し出ること。

なお、他者が取得した説明書等を譲り受け、参加表明書等を提出した者が認められた場合には、東北地方整備局随意契約見積心得第6条に基づき見積の取り止め等を措置することがある。

交付期間：公告の日から参加表明書及び技術提案書の提出期限の日の前日までのうち、土曜日、日曜日及び休日を除く毎日の午前9時から午

後 5 時までとする。(ただし、最終日は午後 2 時まで。)

(3) 参加表明書等の提出期間、場所及び方法

令和 8 年 2 月 25 日 (水) 午後 2 時までに電子入札システムにより提出すること。

ただし、契約担当官等の承諾を得て紙入札方式による場合は、持参又は郵送（書留郵便に限る。提出期間内必着。）又は託送（書留郵便と同等のものに限る。提出期間内必着。以下「持参等」という。）により上記（1）に提出すること。

7. その他

(1) 手続において使用する言語及び通貨　日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 契約保証金　　免除

(3) 契約書作成の要否　要

(4) 当該業務に直接関連する他の設計業務の委託契約を当該業務の委託契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無

無

(5) 関連情報を入手するための照会窓口　6. (1) に同じ。

(6) 詳細は説明書による。

競争参加者の資格に関する公示

北上川下流管内事業監理業務に係る設計共同体としての競争参加者の資格(以下「設計共同体としての資格」という。)を得ようとする者の申請方法等について、次のとおり公示します。

令和8年1月19日

東北地方整備局長 西村 拓

1 業務概要

- (1) 業務名 北上川下流管内事業監理業務
本業務は、北上川水系で実施する河川改修事業(狭隘地区堤防整備事業)及び、鳴瀬川水系で実施する河川改修事業(吉田川中流部遊水地、吉田川河川改修事業)において、より円滑かつ確実な事業推進に向けた事業監理を行うものである。
- (2) 業務内容
- (3) 履行期限 履行期間は以下の期間を予定している。
令和8年4月1日～令和9年3月31日

2 申請の時期

令和8年1月19日から令和8年2月25日まで(土曜日、日曜日及び祝日を除く。)。

3 申請の方法

- (1) 申請書の入手方法
「競争参加資格審査申請書(建設コンサルタント業務等)」(以下「申請書」という。)は、東北地方整備局ホームページ(<https://www.thr.mlit.go.jp>)から入手するものとする。
- (2) 申請書の提出方法及び提出場所
申請者は、申請書に北上川下流管内事業監理業務 設計共同体協定書(4(4)の条件を満たすものに限る。)の写しを添付し、原則として電子メールにより提出すること。
- 提出場所 〒980-8602 宮城県仙台市青葉区本町三丁目3番1号 仙台合同庁舎B棟
国土交通省 東北地方整備局 総務部 契約課 工事契約調整係
電話 022-225-2171(代)
メールアドレス thr-82shikakushinsa@mlit.go.jp
- (3) 申請書等の作成に用いる言語
申請書及び添付書類は、日本語で作成すること。

4 設計共同体としての資格及びその審査

次に掲げる条件を満たさない設計共同体については、設計共同体としての資格がないと認定する。それ以外の設計共同体については、「競争参加者の資格に関する公示」(令和6年10月1日付け国土交通省大臣官房会計課長、国土交通省大臣官房官庁営繕部管理課長。以下「令和6年10月1日付け公示」という。)6(測量・建設コンサルタント等業務)の(1)から(4)までに掲げる項目について総合点数を付与して設計共同体としての資格があると認定する。

(1) 組合せ

- 構成員の組合せは、次の条件に該当する者の組合せとするものとする。
- ① 予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号)第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
- ② 東北地方整備局(港湾空港関係を除く。)における令和7・8年度土木関係建設コンサルタント業務に係る一般競争(指名競争)参加資格の認定を受けていること。
- ③ 東北地方整備局長から地方支分部局所掌の建設コンサルタント業務等に関し指名停止を受けていないこと。
- ④ 令和6年10月1日付け公示5(測量・建設コンサルタント等業務)の①から⑤までに該当しない者であること。

(2) 業務形態

① 構成員の分担業務が、業務の内容により、北上川下流管内事業監理業務 設計共同体協定書において明らかであること。

② 一の分担業務を複数の企業が共同して実施することがないことが、北上川下流管内事業監理業務 設計共同体協定書において明らかであること。

(3) 代表者要件

構成員において決定された代表者が、北上川下流管内事業監理業務 設計共同体協定書において明らかであること。

(4) 設計共同体の協定書

設計共同体の協定書が「建設コンサルタント業務等における共同設計方式の取扱いについて」(平成10年12月10日付け建設省厚契発第54号、建設省技調発第236号、建設省営建発第65号)の別紙1に示された「○○設計共同体協定書」によるものであること。

5 資格審査結果の通知

「競争参加資格認定通知書」により通知する。

6 資格の有効期間

5の設計共同体としての資格の有効期間は、設計共同体としての資格の認定の日から当該業務が完了する日までとする。ただし、当該業務に係る契約の相手方以外の者にあっては、当該業務に係る契約が締結される日までとする。

7 その他

(1) 設計共同体の名称は、「北上川下流管内事業監理業務△△・××設計共同体」とする。